

公印省略

2教教第1695号

令和2年9月3日

各市町村（中学校組合）教育委員会教育長 殿
（指定都市を除く。）

福岡県教育委員会教育長

「パワーハラスメントの防止についての指針」及び「セクシュアル・ハラスメント等の防止についての指針」等の改正について（通知）

ハラスメントの防止等に係る措置の実施に関しては、「「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等について」（令和2年3月24日1教教第1998号）及び「パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応について」（令和2年5月8日2教教第456号）において、遺漏のないようお願いしているところです。

この度、県教育委員会においては、標記の件について別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので参考にお知らせします。

貴職におかれましては、管下県費負担教職員に係るハラスメント防止等に係る措置の実施に関して、遺漏のないよう改めてお願いします。

写

公印省略

2教総第1060号

2教教第1695号

令和2年9月3日

本庁各課長

殿

各出先機関の長

福岡県教育委員会教育長

「パワーハラスメントの防止についての指針」及び「セクシュアル・ハラスメント等の防止についての指針」等の改正について（通知）

このことについて、下記のとおり改正しましたので通知します。

貴職におかれましては、所属職員に周知を図るとともに、各種ハラスメントの防止に積極的に取り組み、良好な職場環境の確保に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 改正概要

（1）パワーハラスメント関係

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）の改正により、パワーハラスメント防止対策が法制化されたことを受け、以下の改正をするもの。

- ・ パワーハラスメントの定義を見直したこと。
- ・ 所属長等の責務に、パワハラに関する相談等を行った職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと、また行政サービスの利用者等からの程度を超えた要求に対しては、上司が同席するなど組織的な対応を図ることを追加したこと。
- ・ 新たに職員の責務に関する事項を設け、パワーハラスメントをしてはならないことを明示したこと。
- ・ 新たに研修等に関する事項を設け、職員に対する意識の啓発及び知識の向上、研修の実施に取り組むことを明示したこと。

（2）セクシュアル・ハラスメント等関係

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年

法律第113号)等が改正されたことを受け、以下の改正をするもの。

- ・ セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの定義について、人事院規則と文言を合わせて変更。また、変更した文言の説明を追記したこと。
- ・ 職員の責務について、職員間のセクシュアル・ハラスメント等だけでなく、職員以外の者との関係性にも注意するよう追記。また、セクシュアル・ハラスメントを見聞きした場合は、必要に応じて注意する、又は所属長に相談するなど適切に対応するよう追記したこと。

2 改正後の指針等

- ① パワーハラスメントの防止についての指針
- ② パワーハラスメント防止の手引き ～働きやすい良好な職場づくりのために～
- ③ セクシュアル・ハラスメント等の防止についての指針
- ④ セクシュアル・ハラスメント等の防止のための運用マニュアル

3 職員への周知

(1) パワーハラスメント関係

法改正によりパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務等が新設されたことに伴い、本県教育委員会の「パワーハラスメントの防止についての指針」において「職員の責務」が明示されたことから、今回の改正内容について、別添のリーフレットにより周知徹底を図ること。

(2) セクシュアル・ハラスメント関係

セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の措置等は従前から義務付けられているものであるためリーフレットの配布はしないが、今回の改正内容を踏まえ、「職員以外の者との関係性にも注意を払う必要があること」や「セクシュアル・ハラスメントを見聞きした場合の対応」については適宜指導すること。